

○那珂市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業実施要項

平成21年10月30日

告示第93号

改正 平成24年7月31日告示第89号

平成25年3月15日告示第11号

平成26年3月28日告示第45号

那珂市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業実施要項（平成4年那珂町告示第48号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要項は、ひとり暮らし高齢者及び要援護高齢者（以下「高齢者」という。）に対し、緊急通報システム事業に使用する用具を貸与又は給付（以下「貸与等」という。）することにより、日常生活上の緊急事態における不安を解消し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

（意義）

第2条 緊急通報システム事業とは、高齢者が急病、災害、事故その他の理由で緊急に他の者の援助を必要とする場合において、緊急通報システムを利用して、那珂市消防本部（以下「消防本部」という。）に通報することにより速やかな救援を行う事業をいう。

（用具の種類）

第3条 貸与等の対象となる用具の種類は、別表第1に掲げるものとする。

（対象者）

第4条 この事業の対象者は、市内に居住し、在宅で生活を営んでいる次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1） 75歳以上のひとり暮らし高齢者世帯

（2） 65歳以上の要支援若しくは要介護認定を受けているか、又はこれに準ずる高齢者のみの世帯

（3） その他市長が特に必要と認める世帯

（利用の申請）

第5条 事業を利用する者（以下「申請者」という。）は、那珂市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業利用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請書には、当該申請者の緊急事態に対処できる協力員3人を記入する。ただし、市長が特に認める場合は、協力員が3人に満たないときにおいても申請することができる。

（審査、決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査の上、事業の利用の可否、機器の貸与等の区分を決定し、那珂市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業利用許可・却下決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、事業の利用が可能になった者（以下「利用者」という。）を那珂市ひ

【届出_根拠規範】08_茨城県那珂市_1_6

とり暮らし高齢者等緊急通報システム利用者台帳（様式第3号）に登録するとともに、申請書の写しを添付して消防本部に通知するものとする。

（機器の設置事務の委託）

第7条 市長は、機器の設置を行う場合には、機器の製作者又は機器の販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うことができるものとする。

2 市長は、業者との委託契約に当たっては、良質かつ適切な機器を確保できるよう経営規模、地理的条件、アフターサービス等を勘案の上、業者を選定するものとする。

（費用の負担等）

第8条 利用者は、別表第2に掲げる利用者^{世帯}の階層区分に応じ、機器の設置に要する費用の一部又は全部（以下「利用者負担額」という。）を負担しなければならない。ただし、市長が、天災その他の事情により、費用の負担が困難であると認めるときは、利用者負担額を免除することができる。

2 機器の利用に係る電話料、電気料等に要する費用は、利用者が負担するものとする。

3 市長は、当該機器に対し、年1回以上の動作確認をするものとし、その費用は、市の負担とする。

（給付決定から設置）

第9条 市長は、貸与等が決定した場合は、那珂市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業利用者給付券（様式第4号。以下「給付券」という。）を申請者に交付するとともに、那珂市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業給付指示書（様式第5号）により業者に通知するものとする。

2 申請者は、緊急通報システムを受領したときは、利用者負担額と併せて給付券を業者に渡すものとする。

3 業者は、作業完了通知として給付券を市に提出するものとする。

（届出）

第10条 利用者は、次に掲げる事項に該当したときは、速やかに那珂市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業利用変更・資格喪失・辞退届（様式第6号。以下「届書」という。）により市長に届出なければならない。

（1）申請書に記載した事項に変更が生じたとき。

（2）第4条に規定する利用対象者としての要件を欠くに至ったとき。

（3）施設等に入所したとき。

（4）システム事業の利用を辞退するとき。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、届書の写しを添付して消防本部に通知するものとする。

（機器の返還）

第11条 利用者は、前条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当したときは、貸与された機器を市長に返還しなければならない。

（遵守事項）

第12条 利用者は、細心の注意をもって機器の維持管理を行い、機器に損傷、滅

【届出_根拠規範】 08_茨城県那珂市_1_6

失等の事故が生じたときは、速やかに市長に届出てその指示に従わなければならない。

2 利用者は、当該事業を利用する権利を他人に譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(支援体制の整備)

第13条 市長は、当事業を実施するに当たっては、緊急時の救援のため消防本部、医療機関、協力員等との支援体制の整備を行うものとする。

(申請書等の様式)

第14条 この要項に定める申請書等の様式の種類は、別表第3のとおりとする。

(補則)

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成22年4月1日から施行する。

(那珂市高齢者日常生活用具給付事業実施要項の廃止)

2 那珂市高齢者日常生活用具給付事業実施要項（平成4年那珂町告示第47号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要項の施行の日の前日において第3条に規定する用具を、那珂市高齢者日常生活用具給付事業実施要項に基づき貸与等がされている者は、この要項において貸与等がされているものとみなす。

附 則（平成24年告示第89号）

この要項は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年告示第11号）

この要項は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年告示第45号）

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	種類	備考
貸与	緊急通報システム (1) 本体（手元緊急ボタン及びペンダント受信機） (2) ペンダント送信機	緊急ボタンを押すことにより、緊急通報システムを通じて消防本部へ通報できる機器
	付随 緊急通報システム・火災警報器連動工事	緊急通報システムと火災警報器を結ぶ工事（火災警報器が感知することで緊急通報システムを通じて消防本部へ通報できるもの。）
給	付 火災警報器	屋内の火災を煙により感知し、音又は光

【届出_根拠規範】08_茨城県那珂市_1_6

付	随	を發して知らせ得る市が指定する機器 (緊急通報システムに連動できるもの。)
貸 与	高齢者電話	電話加入権を有しない緊急通報システム 利用者に対する電話加入権

「付随」欄に掲げる用具については、上位用具利用時のみ該当する。

別表第2 (第8条関係)

		緊急通報シ ステム設置負担 額	緊急通報シス テム・火災警報 器連動工事負 担額	火災警報器設 置負担額	高齢者電話設置 負担額
第1 階層	市民税所得割が 非課税のかた	0円	0円	0円	0円
第2 階層	市民税所得割額 が30,000 円未満のかた	基準額の4分 の1	基準額の4分 の1	基準額の4分 の1	
第3 階層	市民税所得割額 が30,000 円以上60,0 00円未満のか た	基準額の半額	基準額の半額	基準額の半額	
第4 階層	市民税所得割額 が60,000 円以上120, 000円未満の かた	基準額の4分 の3	基準額の4分 の3	基準額の4分 の3	
第5 階層	市民税所得割額 が120,00 0円以上のかた	基準額の全額	基準額の全額	基準額の全額	
基準額		当該年度に契約をした金額			

別表第3 (第14条関係)

様式番号	様式名	規定条文
様式第1号	那珂市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業利 用許可申請書	第5条関係
様式第2号	那珂市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業利 用許可・却下決定通知書	第6条関係
様式第3号	那珂市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム利用者 台帳	第6条関係
様式第4号	那珂市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業利 用者給付券	第9条関係

【届出_根拠規范】 08_茨城県那珂市_1_6

様式第5号	那珂市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業給付指示書	第9条関係
様式第6号	那珂市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業利用変更・資格喪失・辞退届	第10条関係

【届出_根拠規範】08_茨城県那珂市_1_6

様式 略